

水泳競技実施要項

期日:令和6年5月18日(土)

場所:東和薬品RACTABドーム

1 競技規則

令和6年度の全国障害者スポーツ大会競技規則及び競技実施要項により行う。

2 競技方法

(1)選手紹介

競技前の選手は紹介を受けてから自レーンへ移動する。

(2)介助

視覚障がい者、下肢機能障がい等で入退水時に、介助を要する選手には、介助(救助)員を配置する。

(3)誘導

競技会場内での誘導は、競技役員が行う。

(4)計時

計時は、自動審判計時装置を使用する。(ただし、手動計時装置も併用する)

(5)出発合図

- ・出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。
- ・出発合図はイングリッシュコールとする。

(6)視覚障がい

- ・視覚障がい者(障がい区分23)については、ゴールとターンの際、合図(タッピング)を行うとともに、競技中に光を通さないゴーグルを装着し、競技終了まで装着する。
- ・視覚障がい者(障がい区分23)については、第1招集にてゴーグルの確認を行う。
- ・視覚障がい者(障がい区分24)については、必要に応じゴールとターンの際、合図(タッピング)を行う。

3 番号布(ゼッケン)

番号布は主催者側が交付したものを使用し、水着以外のユニホーム等に付けるなど、招集の際に競技役員に見せること。

4 招集

- (1)招集は、水泳競技会場の指定の第1招集で行う。
- (2)招集は、競技開始20分前に完了する。
- (3)集合完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。

5 開始式

開始式は、指定された場所に集合すること。

6 表彰

- (1)各種目、各組(障がい区分・部別)1位、2位、3位の選手にメダルを授与する。

7 介助者等

- (1)介助者は、事故防止に十分注意すること。また、選手の健康管理に十分注意し、無理をさせないこと。
- (2)プールサイドには、あらかじめ許可された介助者以外は入れない。なお、プールサイドにおける、応援等は禁止する。
- (3)会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。